

高校生等奨学給付金（家計急変） 対象確認シート

保護者等の居住地は高知県ですか？

YES NO

各都道府県により、申請書類の提出期限が異なるため、早急に保護者等が居住する都道府県に詳細をご確認ください。

令和6年7月1日現在、学校に在籍していますか？

YES NO

該当しません

令和6年7月1日現在、生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていますか？

YES NO

保護者等全員の定額減税後の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

YES NO

「家計急変世帯」の給付対象ではありません。
通常の奨学給付金を申請してください。

家計急変により、保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税世帯相当となりますか？ ※下記の表をご参照ください。

YES NO

該当しません

お子様が在学する学校は「通信制」または「専攻科」ですか？

YES NO

「家計急変世帯」として、「通信制」または「専攻科」の給付額が適用されます。

「家計急変世帯」として「全日制・定時制」の給付額が支給されます。
1人目の高校生等については「第1子」の給付額が適用されます。
扶養されている15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる場合や、2人目以降の高校生等に該当する場合は「第2子以降」の給付額が適用されます。

通常の奨学給付金の給付対象です。

家計急変世帯の給付対象となりますので、資料をご確認のうえ申請書類や家計の状況が確認できる書類を提出してください。

※「所得割が非課税である世帯」に相当する年収見込

世帯の人数	2人世帯 ※	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,704,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

※給与所得者の場合は総収入、自営業等の場合は営業所得をいいます。（家計急変後1年間）

※給与明細等をもとに算定する場合、「家計急変後3か月の平均給与月額×12月」で年収見込を推計します。

※寡婦（寡夫）世帯の場合、非課税相当となる年収見込は**2,044,000円未満**となります。